

平成31年3月26日

規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、福井市屋外広告物条例(平成30年福井市条例第78号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止地域等に係る公共施設)

第2条 条例第3条第1項第20号に規定する規則で定める公共施設は、次に掲げるものとする。

(1) 博物館及び美術館のうち国又は地方公共団体が設置するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める公共施設

2 市長は、前項第2号の規定により公共施設を定めたときは、その旨を公告するものとする。

(禁止地域等及び許可地域等の区分)

第3条 条例第3条第2項に規定する規則で定める禁止地域等の区分(以下「禁止地域等の区分」という。)は、別表第1の1 禁止地域等の表のとおりとする。

2 条例第5条第2項に規定する規則で定める許可地域等の区分(以下「許可地域等の区分」という。)は、別表第1の2 許可地域等の表のとおりとする。

(広告物等の区分)

第4条 広告物等の区分は、別表第2のとおりとする。

(許可の申請)

第5条 条例第5条第1項又は第9条第3項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示(設置)許可申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 貼り紙又は貼り札については、次に掲げる書類

ア 表示しようとする地域又は場所を表示した図面

イ 形状、寸法、面積、色彩及び意匠を表示した図面並びに表示の方法に関する仕様書

(2) 貼り紙又は貼り札以外の広告物等については、次に掲げる書類

ア 表示し、又は設置しようとする場所及びその付近の状況を表示した図面

イ 形状、寸法、面積、色彩、意匠、材料、構造及び表示又は設置の方法に関する仕様書及び図面

ウ 他の法令の規定による許可等を要するものについては、当該許可書等の写し

エ 第 11 条に規定する許可の基準に表示又は設置の方法に関する寸法が規定されているものについては、その寸法を表示した図面

オ 禁止地域等において住所地等内の一の敷地（住所地等のうち、隣接して連続する一団の施設の敷地にあつては当該一団の施設の敷地、それ以外の敷地にあつては当該敷地をいう。以下同じ。）に表示し、又は設置しようとするものについては、当該住所地等内の一の敷地に表示され、又は設置されている他の広告物等の現況を確認できる天然色の写真

カ 許可地域等において住所地等内の一の敷地に表示し、又は設置しようとするものについては、当該住所地等内の一の敷地に表示され、又は設置されている他の広告板及び広告塔並びに建物の壁面に取り付ける方法（壁面に突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。）により表示され、又は設置されている広告物等の現況を確認できる天然色の写真

キ アからカまでに掲げるもののほか、条例第 9 条第 3 項第 4 号に掲げる広告物等（以下「案内広告物等」という。）については、次に掲げる書類

（ア）条例第 3 条第 1 項第 18 号に掲げる地域において表示し、又は設置しようとする案内広告物等については、次に掲げる事項を示した図面

i 条例第 3 条第 1 項第 18 号の規定により市長が定める道路の路線上一の地点と事業所又は営業所（以下「事業所等」という。）との間の経路（一方通行となっていることその他の事由により自動車が当該事業所等に向かって通行することができないものを除く。）の長さが最も短くなる場合の当該地点（以下「最短経路接続地点」という。）及び当該経路

ii 最短経路接続地点から当該案内広告物等までの距離

iii 既に表示し、又は設置している案内広告物等の状況

（イ）（ア）に規定するもの以外の案内広告物等（禁止地域等において表示し、又は設置しようとするものに限る。）については、次に掲げる事項を示した図面

i 事業所等から当該案内広告物等までの距離

ii 既に表示し、又は設置している案内広告物等の状況

（確認の申請）

第 6 条 条例第 6 条第 2 項の確認を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）確認申請書（様式第 2 号）に、前条各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 条例第6条第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告物等の裏面、側面、脚部等の広告物を表示し、又は掲出しない部分についても、塗装その他の装飾がなされたものであること。
 - (2) 容易に腐朽し、又は破損しない材料を使用したものであること。
 - (3) 風雨、地震、衝撃等により容易に破損し、倒壊し、又は落下するおそれのないものであること。
- (景観保全型広告物整備地区における届出)

第7条 条例第7条第5項に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

- (1) 立看板
- (2) のぼり
- (3) 広告板
- (4) 広告塔
- (5) 電柱広告
- (6) 広告幕
- (7) 気球広告

2 条例第7条第5項の規定による届出は、屋外広告物等表示(設置)届出書(様式第3号)に、第5条第2号に掲げる書類を添えてするものとする。

(広告物協定の認定)

第8条 条例第8条第2項又は第4項の認定(以下「広告物協定の認定」という。)を受けようとする者は、広告物協定認定(変更認定)申請書(様式第4号)に、締結しようとする広告物協定書又は広告物協定変更協定書の案文を添えて、市長に申請しなければならない。

2 広告物協定の認定は、当該広告物協定が次の各号のいずれにも該当する場合についてするものとする。

- (1) 町内会、商店街等の地域その他相当規模の一団の土地又は道路、河川等の相当の区間に隣接する土地を広告物協定地区としていること。
- (2) 当該広告物協定地区に適用される条例及びこの規則の規定による広告物等の表示又は設置に関する規制を緩和するものでないこと。
- (3) 当該広告物協定地区の景観の保全に寄与するものであること。

3 市長は、広告物協定の認定をしたときはその旨を、広告物協定の認定をしなかったときはその旨及びその理由を申請者に書面により通知するものとする。

4 条例第8条第8項の規定による届出は、広告物協定廃止届出書（様式第5号）に、協定者の合意書の写しを添えてするものとする。

（適用除外に係る公共広告物等）

第9条 条例第9条第1項第2号に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

(1) 災害その他の緊急時に表示し、又は設置する広告物等

(2) 公共施設の管理又は利用者の利便のため表示し、又は設置する広告物等（県が所有し、又は管理する施設に案内するため、県が表示し、又は設置する広告物等を除く。）

2 条例第9条第1項第3号の規定による協議は、屋外広告物等表示（設置）協議書（様式第6号）に、第5条各号に掲げる書類を添えてするものとする。

（適用除外に係る広告物等の基準）

第10条 条例第9条第2項第1号及び第2号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

区分	基準
禁止地域等	1 住所地等内の一の敷地における広告物等の表示面積の合計が5平方メートル以内であること。
	2 別表第4第1項に掲げる基準を満たすものであること。
許可地域等	1 住所地等内の一の敷地における広告物等の表示面積の合計が10平方メートル以内であること。
	2 別表第4第2項に掲げる基準を満たすものであること。

2 条例第9条第2項第3号及び第4項第3号の規則で定める基準は、特定の個人又は法人その他の団体の氏名、名称、商号、店名若しくは商標又は事業若しくは営業の内容を表示したもののその他宣伝の用に供するものでないものとする。

3 条例第9条第2項第4号の規則で定める基準は、表示し、又は設置する期間が1月を超えないものとする。

4 条例第9条第2項第6号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

区分	基準	
鉄道の車両	表示寸法	縦60センチメートル以下 横90センチメートル以下
	表示箇所	2箇所以内

自動車	表示寸法	縦 4 2 センチメートル以下 横 6 0 センチメートル以下
	表示箇所	3 箇所以内

5 条例第 9 条第 3 項第 4 号の規則で定める基準は、案内しようとする事業所等の名称及び当該事業所等に案内する方向が表示されているものとする。

6 条例第 9 条第 4 項第 1 号及び第 2 号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 広告物を表示する場合に限るものとする。

(2) 表示面積は、一の物件につき、条例第 4 条第 1 項第 2 号及び第 9 号に掲げる物件にあっては 5 平方メートル以内とし、同項第 1 0 号に掲げる物件にあっては当該物件の表面積の 1 0 分の 1 以内とすること。

7 条例第 9 条第 5 項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 表示面積は、寄贈者名又は寄贈年月日の表示に正対して当該表示を見た場合における当該施設又は物件の外郭線で囲まれた平面の面積の 2 0 分の 1 以内とすること。

(2) 表示箇所は、一の施設又は物件につき 1 箇所とすること。

(許可基準)

第 1 1 条 条例第 1 1 条第 1 項の許可の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 広告物等は、良好な景観を形成し、又は風致を維持するため、次の要件に適合するものであること。

ア 広告物等の位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和するものであること。

イ 広告物等の裏面、側面、脚部等の広告物を表示し、又は掲出しない部分についても、塗装その他の装飾がなされたものであること。

ウ 広告物等に使用する色の彩度が、景観法（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号）第 8 条第 1 項の景観計画に適合すること。

エ 広告物等に使用する色の数は、できる限り少なくすること。

オ 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと。

(2) 広告物等は、公衆に対する危害を防止するため、次の事項に適合するものであること。

ア 容易に腐朽し、又は破損しない材料を使用したものであること。

イ 風雨、地震、衝撃等により容易に破損し、倒壊し、又は落下するおそれのないものであること。

と。

2 広告物等の大きさ及び表示又は設置の方法は、別表第3のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、自家用広告物等の大きさ及び表示又は設置の方法は、別表第4のとおりとする。

4 前2項の規定にかかわらず、案内広告物等の大きさ及び表示又は設置の方法は、別表第5のとおりとする。

(許可等の通知)

第12条 市長は、条例の規定による許可又は確認(以下「許可等」という。)をしたときはその旨を、当該許可等をしなかったときはその旨及びその理由を申請者に書面により通知するものとする。

(許可等の期間等)

第13条 条例第12条第2項の許可等の期間は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ当該各号に定める期間の範囲内とする。

(1) 鉄骨造り、石造りその他耐久性能を有する構造により築造された広告板、広告塔その他これらに類するもの 3年

(2) 貼り紙、貼り札、立看板、広告幕、気球広告、ぼんぼり、あんどん、のぼりその他これらに類する広告物等 1月

(3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 1年

(許可等の期間の更新の申請)

第14条 条例第12条第3項の規定による許可等の期間の更新を受けようとする者は、屋外広告物等表示(設置)許可申請書又は屋外広告物等表示(設置)確認申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 貼り紙又は貼り札については、次に掲げる書類のうちいずれかの書類

ア 貼り紙又は貼り札の現況を確認するために最も適当と認められるものを撮影した天然色の写真(申請日前7日以内に撮影したものに限る。)

イ 屋外広告物(貼り紙・貼り札)自己点検報告書(様式第7号)

(2) 前条第2号に掲げる広告物等(貼り紙及び貼り札を除く。以下この号において同じ。)については、次に掲げる書類

ア 広告物等の現況を撮影した天然色の写真(申請日前7日以内に撮影したものに限る。)

イ 屋外広告物等安全点検報告書（様式第 8 号）

(3) 前 2 号の広告物等以外の広告物等については、次に掲げる書類

ア 広告物等の現況を撮影した天然色の写真（申請日前 1 月以内に撮影したものに限る。）

イ 屋外広告物等安全点検報告書

2 前項の規定による申請は、前項第 1 号及び第 2 号の広告物等にあつては許可等の期間の満了の日の 3 日前までに、前項第 3 号の広告物等にあつては許可等の期間の満了の日の 10 日前までに、それぞれ行わなければならない。

3 第 12 条の規定は、第 1 項の規定による申請があつた場合について準用する。

（広告物等の軽微な変更等）

第 15 条 条例第 13 条の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 汚染し、若しくは退色し、又は塗料等が剥離した広告物等の補修でその色彩、意匠その他の表示の方法を変更しないもの

(2) 破損し、若しくは老朽した広告物等又は倒壊し、若しくは落下するおそれがある広告物等の補強でその形状、寸法、材料及び構造を変更しないもの

（変更等の許可等の申請）

第 16 条 条例第 13 条に規定する変更等の許可等を受けようとする者は、屋外広告物等変更（改造）許可（確認）申請書（様式第 9 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 広告物等を変更しようとするときは、変更後の第 5 条第 1 号イ又は第 2 号イに掲げる書類

(2) 広告物等を改造しようとするときは、その工事の仕様書及び改造後の構造図

（経過措置）

第 17 条 条例第 14 条第 1 項から第 3 項までの規則で定める広告物等は、第 13 条第 2 号に掲げる広告物等とする。

2 条例第 14 条第 1 項から第 3 項までの規則で定める期間は、条例の規定による許可を受けている広告物等にあつては当該許可の期間が満了するまでの間、それ以外の広告物等にあつては第 13 条第 2 号に定める期間とする。

（禁止地域等及び許可地域等の区分に変更があつた場合の特例）

第 18 条 禁止地域等内において、禁止地域等の区分に変更があつた際、当該地域又は場所に現に

適法に表示され、又は設置されている広告物等で、第 11 条の許可の基準に適合しなくなるものについての許可の基準については、当該禁止地域等の区分に変更があった日から 6 年間（第 13 条第 2 号に該当する広告物等にあつては、当該広告物等の許可の期間が満了するまでの間）は、なお従前の例による。ただし、当該広告物等の変更又は改造をしようとする場合は、この限りでない。

- 2 許可地域等内において、許可地域等の区分に変更があった際、当該地域又は場所に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等で、第 11 条の許可の基準に適合しなくなるものについての許可の基準については、当該許可地域等の区分に変更があった日から 6 年間（第 13 条第 2 号に該当する広告物等にあつては、当該広告物等の許可の期間が満了するまでの間）は、なお従前の例による。ただし、当該広告物等の変更又は改造をしようとする場合は、この限りでない。

（許可等の表示）

第 19 条 条例第 15 条の証票は様式第 10 号によるものとし、市長が、許可等の際、許可等を受けた者に交付するものとする。この場合において、当該許可等を受けた者は、当該証票を広告物等の表面に明視できるように貼り付けなければならない。

- 2 条例第 15 条の押印又は打刻印は、許可等に係る広告物が貼り紙であるときに受けるものとする。

- 3 前項の押印は様式第 11 号により、同項の打刻印は様式第 12 号によるものとし、市長が許可等に係る広告物に対してするものとする。

（広告物等管理者の設置）

第 20 条 条例第 16 条第 1 項ただし書の規則で定める広告物等は、貼り紙、貼り札、立看板、ぼんぼり、あんどんその他これらに類する広告物等とする。

- 2 条例第 16 条第 2 項の規則で定める広告物等は、許可等の期間が 1 年を超える広告物等とする。

- 3 条例第 16 条第 2 項の規則で定める資格を有する者は、条例第 40 条第 1 項各号のいずれかに該当する者とする。

（広告物等管理者等の届出）

第 21 条 条例第 17 条第 1 項の規定による届出は、屋外広告物等管理者設置届出書（様式第 13 号）によりするものとする。この場合において、条例第 16 条第 2 項の規定により前条第 3 項に規定する者を広告物等管理者として置くときは、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 広告物等管理者が条例第 40 条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

(2) 広告物等管理者が広告物等管理者として置かれることについて承諾したことを証する書面

2 条例第 17 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 広告物等を表示し、又は設置する地域又は場所

(2) 条例第 16 条第 2 項の規定により前条第 3 項に規定する者を広告物等管理者として置くときは、その資格の内容

3 条例第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出は、屋外広告物表示管理者等（氏名等）変更届出書（様式第 14 号）によりするものとする。

4 第 1 項後段の規定は、条例第 17 条第 2 項の規定により前項の届出をする場合で、広告物等管理者を変更するときについて準用する。

（広告物等の除却の届出）

第 22 条 条例第 19 条第 2 項の規定による届出は、屋外広告物等除却届出書（様式第 15 号）によりするものとする。

（身分証明書）

第 23 条 条例第 21 条第 2 項の身分を示す証明書は、様式第 16 号によるものとする。

（広告物等を保管した場合の公示場所）

第 24 条 条例第 23 条第 2 項第 1 号の規則で定める場所は、福井市公告式条例（昭和 25 年福井市条例第 40 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場とする。

（保管広告物等一覧簿）

第 25 条 条例第 23 条第 3 項の帳簿は、保管広告物等一覧簿（様式第 17 号）とし、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項及び条例第 23 条第 1 項第 3 号の規定により公示した保管の場所に備え付けるものとする。

（保管した広告物等を売却する場合の手続）

第 26 条 条例第 25 条第 1 項に規定する競争入札及び随意契約の手続については、福井市財務会計規則（昭和 39 年福井市規則第 11 号）の規定の例による。

（保管した広告物等を返還する場合の手続）

第 27 条 条例第 27 条に規定する規則で定める手続は、市長が返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書（様式第 18 号）と引換えに返還するものとする。

(登録の更新の申請)

第 2 8 条 屋外広告業者は、条例第 3 1 条第 3 項の登録の更新を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の 3 0 日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

(登録申請書の様式)

第 2 9 条 条例第 3 2 条第 1 項の登録申請書は、屋外広告業登録申請書 (様式第 1 9 号) によるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第 3 0 条 条例第 3 2 条第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録申請者 (法人である場合にあってはその役員、屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあっては当該登録申請者及びその法定代理人 (法定代理人が法人である場合にあっては、その役員)) の略歴を記載した書面
- (2) 登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
- (3) 登録申請者が個人である場合にあっては、登録申請者 (屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあっては当該登録申請者及びその法定代理人) の住民票の写し又はこれに代わる書面 (法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書)
- (4) 業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面
- (5) 業務主任者が条例第 4 0 条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

2 市長は、前項に掲げるもののほか、登録申請者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (1) 登録申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し又はこれに代わる書面
- (2) 登録申請者が屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合で、その法定代理人が法人であるときにあっては、その役員の住民票の写し又はこれに代わる書面
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第 3 2 条第 2 項の誓約する書面は、誓約書 (様式第 2 0 号) によるものとする。

4 第 1 項第 1 号の略歴を記載した書面は、略歴書 (様式第 2 1 号) によるものとする。

(登録の実施)

第 3 1 条 条例第 3 3 条第 1 項の屋外広告業者登録簿 (以下「登録簿」という。) は、様式第 2 2 号とする。

2 条例第33条第2項の規定による通知は、屋外広告業登録証（様式第23号）の交付をもって行うものとする。

3 屋外広告業者は、前項の屋外広告業登録証を毀損し、又は亡失したときは、屋外広告業登録証再交付申請書（様式第24号）により市長に申請し、その再交付を受けることができる。

（変更の届出）

第32条 条例第35条第1項の規定による変更の届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（様式第25号）によりするものとする。

2 条例第35条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 条例第32条第1項第1号に掲げる事項の変更 変更の届出をしようとする者が個人である場合にあってはその者の住民票の写し又はこれに代わる書面、法人である場合にあっては登記事項証明書

(2) 条例第32条第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）
登記事項証明書

(3) 条例第32条第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書、誓約書及び第30条第1項第1号に掲げる書類

(4) 条例第32条第1項第4号に掲げる事項の変更 誓約書、第30条第1項第1号及び第3号に掲げる書類（法定代理人に係るものに限る。）

(5) 条例第32条第1項第5号に掲げる事項の変更 第30条第1項第4号及び第5号に掲げる書類

3 第30条第2項の規定は、第1項の変更の届出があった場合について準用する。

（登録簿の閲覧）

第33条 条例第36条の規定により登録簿を一般の閲覧に供する場所（以下「閲覧所」という。）は建設部監理課とする。

2 登録簿の閲覧時間は、福井市の休日を定める条例（平成元年福井市条例第48号）に規定する市の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 登録簿を閲覧しようとする者は、屋外広告業者（登録簿・監督処分簿）閲覧申請書（様式第26号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

4 登録簿を閲覧する者は、閲覧所以外の場所でこれを閲覧してはならない。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 前項の規定に違反し、又は職員の指示に従わない者
 - (2) 登録簿を汚損し、若しくは破損した者又はそのおそれのある者
 - (3) 登録簿の閲覧に際して、他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれのある者
- (廃業等の手続)

第 3 4 条 条例第 3 7 条第 1 項の規定による廃業等の届出は、屋外広告業廃業等届出書（様式第 2 7 号）によりするものとする。

(講習会)

第 3 5 条 条例第 3 9 条第 1 項に規定する講習会（以下「講習会」という。）の講習課程及び講習内容は、次の表のとおりとする。

講習課程	講習内容
屋外広告物等関係法令	屋外広告物法、福井市屋外広告物条例、福井市屋外広告物条例施行規則、都市計画法、建築基準法、道路法等についての一般的知識
屋外広告物の表示方法	屋外広告物の色彩、意匠及び形状と都市における良好な景観及び風致との調和のあり方についての一般的知識
屋外広告物を掲出する物件の設置方法	屋外広告物を掲出する物件の材料、構造、設置の方法等についての一般的知識

2 市長は、講習会を開催するに当たっては、その期日、場所その他講習会の実施に関し必要な事項をあらかじめ公告するものとする。

(受講の申込み等)

第 3 6 条 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物等講習会受講申込書（様式第 2 8 号）により、市長に申し込まなければならない。この場合において、その者が次項各号のいずれかに該当する者であるときは、その資格を証する書類の写しを添えてしなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、前条第 1 項の講習課程のうち、屋外広告物を掲出する物件の設置方法を免除する。

- (1) 建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士
- (2) 電気工事士法（昭和 3 5 年法律第 1 3 9 号）第 2 条第 4 項に規定する電気工事士
- (3) 電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 4 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる種類

の主任技術者免状の交付を受けている者

- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許(免許職種が帆布製品科であるものに限る。)を有する者又は同法第22条(第26条の2において準用する場合を含む。)の修了証書(訓練科が帆布製品製造科であるものに限る。)の交付を受けた者

(修了証書の交付)

第37条 市長は、講習会の課程を修了した者に対し、修了証書(様式第29号)を交付するものとする。

(業務主任者となる資格を有する者)

第38条 条例第40条第1項第4号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業能力開発促進法第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許(免許職種が広告美術科であるものに限る。)を有する者
- (2) 職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定(検定職種が広告美術仕上げであるものに限る。)に合格した者
- (3) 職業能力開発促進法第22条(第26条の2において準用する場合を含む。)の修了証書(訓練科が広告美術科であるものに限る。)の交付を受けた者

(業務主任者となる資格を有する者の認定)

第39条 条例第40条第1項第5号の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書(様式第30号)に履歴書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の認定は、同項の規定による申請をした者が次に掲げる要件のいずれにも適合する場合についてするものとする。

- (1) 屋外広告業の営業所において、広告物等の表示又は設置に関する責任者としての経験を5年以上有すること。
- (2) 過去5年間に於いて、条例、法その他関係法令に違反していないこと。

3 市長は、第1項の認定をしたときは認定書(様式第31号)を交付し、同項の認定をしなかったときはその旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(標識の掲示)

第40条 条例第41条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名

(2) 登録年月日

(3) 営業所の名称

(4) 業務主任者の氏名

2 条例第41条の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、屋外広告業者登録票（様式第32号）によるものとする。

（帳簿の記載事項等）

第41条 条例第42条第1項の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 注文者の氏名又は名称及び住所

(2) 広告物等の表示又は設置の場所

(3) 表示又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量

(4) 当該表示又は設置の年月日

(5) 請負金額

2 前項の帳簿は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに記載しなければならない。

（特例屋外広告業の届出）

第42条 条例第45条第3項前段の規定による届出は、特例屋外広告業届出書（様式第33号）に、次に掲げる書類を添えてするものとする。

(1) 福井県屋外広告物条例（昭和39年福井県条例第45号。以下「県条例」という。）第30条の登録を受けたことを証する書面

(2) 第30条第1項第5号に掲げる書面

2 市長は、前項の届出があったときは、当該届出をした屋外広告業者（以下「特例屋外広告業者」という。）に対し、特例屋外広告業届出済証（様式第34号）を交付するものとする。

（特例屋外広告業の変更の届出）

第43条 特例屋外広告業者は、次に掲げる事項に変更があったときは、条例第45条第3項後段の規定により、特例屋外広告業届出事項変更届出書（様式第35号）を市長に提出するものとする。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 本市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地

(3) 前号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

(4) 県条例第30条第1項の登録又は同条第3項の登録の更新に係る有効期間

2 前項の場合において、当該変更が前項第3号に掲げる事項の変更であるときは、前条第1項第2号に掲げる書面を添付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、第1項の届出書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(特例屋外広告業の廃止)

第44条 特例屋外広告業者が、本市の区域内で屋外広告業を廃止したときは、条例第45条第3項後段の規定により、特例屋外広告業廃止等届出書(様式第36号)を市長に提出するものとする。

(屋外広告業者監督処分簿)

第45条 条例第45条第7項及び第46条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 処分を受けた屋外広告業者の氏名及び住所(法人にあっては、その商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに登録番号又は特例屋外広告業届出済証に記載された届出番号

(2) 処分の根拠となった条例の条項

(3) 処分の原因となった事実

(4) その他参考となる事項

2 屋外広告業者監督処分簿を閲覧しようとする者は、屋外広告業者(登録簿・監督処分簿)閲覧申請書により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 第33条(第3項を除く。)の規定は、屋外広告業者監督処分簿の閲覧について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に県条例の規定により許可を受けて表示され、又は設置されている広告物等で、第11条の許可の基準に適合しないもの(以下「不適合広告物等」という。)についての許可の基準については、この規則の施行の日から3年6月を経過する日までの間は、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該不適合広告物等の変更又は改造(第15条

に規定する軽微な変更又は改造（広告板及び広告塔にあっては、広告物等の形状、寸法、材料及び構造を変更しないもの）を除く。以下附則第５項までにおいて同じ。）をしようとする場合には、この限りでない。

３ 前項本文の規定にかかわらず、不適合広告物等のうち、別表第１の２許可地域等の表許可地域の項に掲げる地域に表示され、又は設置されている広告物等の許可の基準については、第１１条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第３第５項又は別表第５第２項第５号及び第６号の許可の基準に適合しないものについての許可の基準については、この限りでない。

４ 附則第２項本文の規定にかかわらず、不適合広告物等のうち、第１１条第１項第１号ウの許可の基準に適合しないものについての許可の基準については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

５ 附則第２項本文の規定にかかわらず、不適合広告物等のうち、別表第１の１禁止地域等の表第二種禁止地域及び第三種禁止地域の項に掲げる地域に表示され、又は設置されている自家用広告物等で、別表第４第１項第４号の基準に適合しないものについての許可の基準については、第１１条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該不適合広告物等の変更又は改造をしようとする場合には、住所地等内の一の敷地における広告物等の変更又は改造後の表示面積（他人が表示し、又は設置するものの表示面積を含む。）の合計が、現に表示されている面積を超えないものでなければならない。

６ 附則第２項本文の規定にかかわらず、建物に表示され、又は設置されている不適合広告物等であって、当該不適合広告物等の除去、変更又は改造に伴い、当該建物の構造を変更しなければならないものの許可の基準については、第１１条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該不適合広告物等の変更又は改造（第１５条に規定する軽微な変更又は改造を除く。）をしようとする場合には、この限りでない。

別表第１（第３条関係）

１ 禁止地域等

区分	地域又は場所
第一種禁止地域	１ 条例第３条第１項第１号に掲げる地域のうち、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区
	２ 条例第３条第１項第２号から第４号までに掲げる地域

	3 条例第3条第1項第6号に掲げる地域 4 条例第3条第1項第8号に掲げる地域 5 条例第3条第1項第10号から第15号までに掲げる地域 6 条例第3条第1項第17号から第19号までの規定により市長が第一種禁止地域として定める地域 7 条例第3条第1項第20号に掲げる地域 8 条例第3条第1項第22号の規定により市長が第一種禁止地域として定める地域 9 条例第3条第1項第23号に掲げる地域 10 条例第3条第1項第24号の規定により市長が第一種禁止地域として定める地域
第二種禁止地域	1 条例第3条第1項第5号に掲げる地域 2 条例第3条第1項第7号に掲げる地域 3 条例第3条第1項第9号に掲げる地域 4 条例第3条第1項第17号から第19号まで、第22号及び第24号の規定により市長が第二種禁止地域として定める地域
第三種禁止地域	1 条例第3条第1項第1号に掲げる地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域 2 条例第3条第1項第16号及び第21号に掲げる地域 3 条例第3条第1項第17号から第19号まで、第22号及び第24号の規定により市長が第三種禁止地域として定める地域

備考

- 1 第一種禁止地域と他の禁止地域が重複する場合においては、その重複する部分については第一種禁止地域とする。
- 2 第二種禁止地域と第三種禁止地域が重複する場合においては、その重複する部分については第二種禁止地域とする。

2 許可地域等

区分	地域又は場所
特定制限地域	市長が定める地域又は場所
許可地域	禁止地域等及び特定制限地域を除く市内全域

別表第 2（第 4 条関係）

区分	説明
貼り紙	紙製のもので建物その他の工作物等（以下「工作物等」という。）に貼り付けられたもの及びこれに類するもの
貼り札	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに表示し、又はこれらに紙等を貼り付け、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられたもの及びこれらに類するもの
立看板	工作物等に立て掛けられたもの又は自立しているもので容易に移動できるもの及びこれらに類するもの
のぼり	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）及びこれに類するもの
広告板	土地に設置され、又は工作物等に容易に取り外すことができない状態で取り付けられたもので、その構造が平面的なもの（工作物等に塗料等を用いて直接表示されるものを含む。）及びこれらに類するもの
広告塔	土地に設置され、又は工作物等に容易に取り外すことができない状態で取り付けられたもので、その構造が角柱又は円柱等の立体的なもの（工作物等に塗料等を用いて直接表示されるものを含む。）及びこれらに類するもの
電柱広告	電柱、街灯柱その他これらに類するもの（以下「電柱等」という。）に取り付けられ、若しくは巻き付けられ、又は塗料等を用いて直接表示されたもの及びこれらに類するもの
広告幕	工作物等を利用して取り付けられた幕に表示されたもの及びこれに類するもの（のぼりを除く。）
気球広告	気球を利用して、空中に表示されたもの及びこれに類するもの
移動広告	鉄道の車両、自動車その他移動する物体に表示され又は取り付けられたもの及びこれに類するもの

	びこれらに類するもの
あんどん又はぼんぼり	あんどん又はぼんぼりの形状をしたもので、一時的かつ簡易なもの及びこれらに類するもの

備考 この表により区分することが困難な広告物等については、これを同表のうち最も類似した区分の広告物等とみなしてこの規則の規定を適用する。

別表第3（第11条関係）

一般屋外広告物等許可基準

- 1 広告物等の区分及び許可地域等の区分に応じて、それぞれ次の表に定める基準に適合すること。

区分	特定制限地域の基準	許可地域の基準
貼り札、立看板及びのぼり (以下「貼り札等」という。)	1 表示面の縦の長さは2メートル以下、横の長さは1メートル以下であること。 2 下端から上端までの高さは、3メートル以下であること。 3 一の貼り札等と他の貼り札等との距離は、これらの貼り札等のうちいずれか高い方の高さに相当する距離の2倍以上であること。	
広告板及び広告塔	1 表示面積は、20平方メートル以内であること。 2 下端から上端までの高さは、8メートル以下であること。 3 他人の住所地等内の一の敷地に表示し、又は設置するものについては、当該住所地等内の一の敷地における広告板及び広告塔（建物を利用して表示し、又は設置するものを除く。）の表示面積（他人が表示し、又は設置するものの表示面積を含む。）の合計が20平方メートル以内であること。	1 表示面積は、30平方メートル以内であること。 2 下端から上端までの高さは、10メートル以下であること。 3 他人の住所地等内の一の敷地に表示し、又は設置するものについては、当該住所地等内の一の敷地における広告板及び広告塔（建物を利用して表示し、又は設置するものを除く。）の表示面積（他人が表示し、又は設置するものの表示面積を含む。）の合計が30平方メートル以内であること。

電柱 広告	電柱等から突き出し て取り付けられるもの	1 表示面の縦の長さは1.2メートル以下、横の長さは0.6メートル以下であること。 2 取り付ける数量は、電柱等1本につき1個であること。 3 下地の色として赤色、黒色又は黄色を使用するものでないこと。
	電柱等に巻き付けられ、又は直接表示されるもの	1 表示面の横の長さは、1メートル以下であること。 2 地面から下端までの高さは、1メートル以上であること。 3 巻き付け、又は直接表示する数量又は箇所数は、電柱等1本につき1個又は1箇所であること。 4 下地の色として赤色、黒色又は黄色を使用するものでないこと。
広告幕		1 表示面積は、30平方メートル以内であること。 2 道路の上空を横断するものにあつては、縦の長さが1メートル以下であること。

備考 電柱広告については、電柱等から突き出して取り付けられるもの及び電柱等に巻き付けられ、又は直接表示されるものが同一の電柱等に設置され、又は直接表示されることを妨げない。

2 前項に定める基準にかかわらず、次に掲げる表示又は設置の方法により、建物を利用して表示し、又は設置するものについては、それぞれ次の表に定める基準に適合すること。

表示又は設置の方法	特定制限地域の基準	許可地域の基準
建物の屋上に容易に取り外すことができない状態で取り付ける方法	1 取付場所から上端までの高さは、地面から当該取付場所までの高さの2分の1以下で、かつ、5メートル以下であること。 2 取り付けられる屋上の端から突出しないこと。 3 主たる面について縦の長さを横の長さで除した数値が1以下であること。 4 足羽川右岸の視点場(市長が	1 取付場所から上端までの高さは、地面から当該取付場所までの高さの3分の2以下で、かつ、10メートル以下であること。 2 取り付けられる屋上の端から突出しないこと。 3 主たる面について縦の長さを横の長さで除した数値が1以下であること。

	定める場所に限る。以下同じ。) 及び足羽山の視点場(市長が定める場所に限る。以下同じ。) から展望することができるもの(市長が定める地域内において展望することができるものに限る。以下同じ。)は、表示又は設置をしないこと。	
建物の壁面に容易に取り外すことができない状態で、壁面から突き出して取り付ける方法	1 取り付ける数量は、1つの壁面につき3個以下であること。 2 道路の敷地への突き出しは、1メートル以下であること。 3 取り付けられる壁面の上端から突出しないこと。	
建物の壁面に取り付ける方法 (壁面から突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。)	1 1つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積(他人が取り付けるものの表示面積を含む。)の合計は、次のとおりであること。 (1) 当該壁面の面積が100平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の2分の1以内で、かつ、20平方メートル以内であること。 (2) 当該壁面の面積が100平方メートルを超えたときは、当該壁面の面積の5分の1以内であること。 2 取り付けられる壁面の端から突出しないこと。	1 1つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積(他人が取り付けるものの表示面積を含む。)の合計は、次のとおりであること。 (1) 当該壁面の面積が100平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の2分の1以内で、かつ、20平方メートル以内であること。 (2) 当該壁面の面積が100平方メートルを超えたときは、当該壁面の面積の5分の1以内であること。 2 取り付けられる壁面の端から突出しないこと。 3 取り付けられる壁面の窓その

	3 取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと。 4 足羽川右岸の視点場及び足羽山の視点場から展望することができるものは、建物の屋上部分となる階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類するもの(以下「塔屋等」という。)の壁面に表示又は設置をしないこと。	他の開口部を閉鎖しないこと。
--	--	----------------

3 前2項に定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。

(1) 昼間における良好な景観の形成及び風致の維持について考慮されたものであること。

(2) 点滅するものについては、点滅速度が可能な限り緩やかなものであること。

4 前項に定める基準にかかわらず、禁止地域等において他人の住所地等内の一の敷地に表示し、又は設置する条例第9条第3項第2号に掲げるものについては、第1項及び第2項に定める基準のほか、次に定める基準に適合すること。

(1) 発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。

ア 昼間における良好な景観の形成及び風致の維持について考慮されたものであること。

イ 点滅する発光装置及び照明装置並びに回転灯は、使用しないこと。ただし、交通の危険防止のために使用するものについては、この限りでない。

ウ 映像による表示をしないこと。

(2) 当該住所地等内の一の敷地における広告物等の表示面積(他人が表示し、又は設置するものの表示面積を含む。)の合計が、次の表に掲げる面積を超えないものであること。

1 第一種禁止地域	10平方メートル
2 自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により国立公園に指定された地域、同条第2項の規定により国定公園に指	

定された地域及び福井県立自然公園条例（昭和３３年福井県条例第５３号）第２条第１号の福井県立自然公園に指定された地域（以下「国立公園等の地域」という。）	
第二種禁止地域（国立公園等の地域を除く。）	２０平方メートル
第三種禁止地域	３０平方メートル

５ 第１項、第３項及び前項に定める基準に適合する場合であっても、次のいずれかに該当する交差点（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第５号に規定する交差点をいう。以下同じ。）に係る停止線から３０メートル以内の範囲には表示又は設置をしないこと。

（１） 信号機がある交差点のうち、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要があるものとして市長が定めるもの（以下「重要交差点」という。）

（２） 前号に掲げるもののほか、信号機がある交差点のうち次のいずれかに該当するもの

ア 一般国道と一般国道が交差するもの

イ 一般国道と県道が交差するもの

ウ 一般国道と市道が交差するもの

エ 県道と県道が交差するもの

別表第４（第１１条関係）

自家用広告物等許可基準

１ 禁止地域等においては、次のとおりとすること。

（１） 次に掲げる広告物等の区分及び禁止地域等の区分に応じて、それぞれ次の表に定める基準に適合すること。

区分	第一種禁止地域の基準	第二種禁止地域の基準	第三種禁止地域の基準
貼り札等	１ 表示面の縦の長さは２メートル以下、横の長さは１メートル以下であること。 ２ 下端から上端までの高さは、３メートル以下であること。 ３ 一の貼り札等と他の貼り札等との距離は、これらの貼り札等のうちいずれか高い方の高さに相当する距離の２倍以上であること。		
広告板及び広告塔	下端から上端までの高さ	下端から上端までの高さ	下端から上端までの高さ

	は、3メートル以下であること。	は、5メートル以下であること。	は、8メートル以下であること。
--	-----------------	-----------------	-----------------

(2) 前号に定める基準にかかわらず、次に掲げる表示又は設置の方法により、建物を利用して表示し、又は設置するものについては、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示又は設置の方法	第一種禁止地域の基準	第二種禁止地域の基準	第三種禁止地域の基準
建物の屋上に容易に取り外すことができない状態で取り付ける方法	表示又は設置をしないこと。	1 取付場所から上端までの高さは、地面から当該取付場所までの高さの2分の1以下で、かつ、2メートル以下であること。 2 取り付けられる屋上の端から突出しないこと。 3 主たる面について縦の長さを横の長さで除した数値が1以下であること。 4 養浩館庭園の視点場（市長が定める場所に限る。以下同じ。）から展望することができるもの（市長が定める地域内において展望することができるものに限る。以下同じ。）は、表示又は設置をしないこと。	1 取付場所から上端までの高さは、地面から当該取付場所までの高さの2分の1以下で、かつ、4メートル以下であること。 2 取り付けられる屋上の端から突出しないこと。 3 主たる面について縦の長さを横の長さで除した数値が1以下であること。

建物の壁面に容易に取り外すことができない状態で、壁面から突き出して取り付ける方法	1 道路の敷地への突き出しは、1メートル以下であること。 2 取り付けられる壁面の上端から突出しないこと。		
建物の壁面に取り付ける方法(壁面から突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。)	1 1つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積(他人が取り付けるものの表示面積を含む。)の合計は、次のとおりであること。 (1) 当該壁面の面積が100平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の2分の1以内で、かつ、20平方メートル以内であること。 (2) 当該壁面の面積が100平方メートルを超えるときは、当該壁面の面積の5分の1以内であること。 2 取り付けられる壁面の端から突出しないこと。 3 取り付けられる壁面	1 1つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積(他人が取り付けるものの表示面積を含む。)の合計は、次のとおりであること。 (1) 当該壁面の面積が100平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の2分の1以内で、かつ、20平方メートル以内であること。 (2) 当該壁面の面積が100平方メートルを超えるときは、当該壁面の面積の5分の1以内であること。 2 取り付けられる壁面の端から突出しないこと。 3 取り付けられる壁面	1 1つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積(他人が取り付けるものの表示面積を含む。)の合計は、次のとおりであること。 (1) 当該壁面の面積が100平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の2分の1以内で、かつ、20平方メートル以内であること。 (2) 当該壁面の面積が100平方メートルを超えるときは、当該壁面の面積の5分の1以内であること。 2 取り付けられる壁面の端から突出しないこと。 3 取り付けられる壁面

	の窓その他の開口部を閉鎖しないこと。	の窓その他の開口部を閉鎖しないこと。	の窓その他の開口部を閉鎖しないこと。
	4 塔屋等の壁面には表示又は設置しないこと。	4 養浩館庭園の視点場から展望することができものは、塔屋等の壁面に表示又は設置しないこと。	

(3) 前 2 号に定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。

ア 昼間における良好な景観の形成及び風致の維持について考慮されたものであること。

イ 点滅する発光装置及び照明装置並びに回転灯は、使用しないこと。ただし、交通の危険防止のため又は救急医療の施設であることを表示するために使用するものについては、この限りでない。

ウ 映像による表示をしないこと。

(4) 前 3 号に定める基準に適合するほか、住所地等内の一の敷地における広告物等の表示面積（他人が表示し、又は設置するものの表示面積を含む。）の合計が、次の表に掲げる面積を超えないものであること。

1 第一種禁止地域	1 0 平方メートル
2 国立公園等の地域	
第二種禁止地域（国立公園等の地域を除く。）	2 0 平方メートル
第三種禁止地域	3 0 平方メートル

2 許可地域等においては、次のとおりとすること。

(1) 次に掲げる広告物等の区分及び許可地域等の区分に応じて、それぞれ次の表に定める基準に適合すること。

区分	特定制限地域の基準	許可地域の基準
貼り札等	1 表示面の縦の長さは 2 メートル以下、横の長さは 1 メートル以下であること。 2 下端から上端までの高さは、 3 メートル以下であること。	

	3 一の貼り札等と他の貼り札等との距離は、これらの貼り札等のうちいずれか高い方の高さに相当する距離の2倍以上であること。	
広告板及び広告塔	1 下端から上端までの高さは、8メートル以下であること。 2 住所地等内の一の敷地における広告板及び広告塔（建物を利用して表示し、又は設置するものを除く。）の表示面積（他人が表示し、又は設置するものの表示面積を含む。）の合計が30平方メートル以内であること。	1 下端から上端までの高さは、10メートル以下であること。 2 住所地等内の一の敷地における広告板及び広告塔（建物を利用して表示し、又は設置するものを除く。）の表示面積（他人が表示し、又は設置するものの表示面積を含む。）の合計が30平方メートル以内であること。ただし、住所地等内の一の敷地に存する建物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）の合計が1,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下である場合は、表示面積（他人が表示し、又は設置するものの表示面積を含む。）の合計が50平方メートル以内であることとし、延べ面積の合計が10,000平方メートルを超える場合は、表示面積（他人が表示し、又は設置するものの表示面積を含む。）の合計が80平方メートル以内であること。
広告幕	表示面積は、30平方メートル以内であること。	

（2） 前号に定める基準にかかわらず、次に掲げる表示又は設置の方法により、建物を利用して表示し、又は設置するものについては、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示又は設置の方法	特定制限地域の基準	許可地域の基準
建物の屋上に容易に取り外すことができない状態で取り付ける方法	1 取付場所から上端までの高さは、地面から当該取付場所までの高さの2分の1以下で、かつ、5メートル以下であること。 2 取り付けられる屋上の端から突出しないこと。 3 主たる面について縦の長さを横の長さで除した数値が1以下であること。 4 足羽川右岸の視点場及び足羽山の視点場から展望することができるものは、表示又は設置をしないこと。	1 取付場所から上端までの高さは、地面から当該取付場所までの高さの3分の2以下で、かつ、10メートル以下であること。 2 取り付けられる屋上の端から突出しないこと。 3 主たる面について縦の長さを横の長さで除した数値が1以下であること。
建物の壁面に容易に取り外すことができない状態で、壁面から突き出して取り付ける方法	1 道路の敷地への突き出しは、1メートル以下であること。 2 取り付けられる壁面の上端から突出しないこと。	
建物の壁面に取り付ける方法(壁面から突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。)	1 1つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積(他人が取り付けられるものの表示面積を含む。)の合計は、次のとおりであること。 (1) 当該壁面の面積が100平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の2分の1以内で、かつ、20平方メートル以内である	1 1つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積(他人が取り付けられるものの表示面積を含む。)の合計は、次のとおりであること。 (1) 当該壁面の面積が100平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の2分の1以内で、かつ、20平方メートル以内であること。

	こと。 (2) 当該壁面の面積が100平方メートルを超えるときは、当該壁面の面積の5分の1以内であること。 2 取り付けられる壁面の端から突出しないこと。 3 取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと。 4 足羽川右岸の視点場及び足羽山の視点場から展望することができるものは、塔屋等の壁面に表示又は設置をしないこと。	(2) 当該壁面の面積が100平方メートルを超えるときは、当該壁面の面積の5分の1以内であること。 2 取り付けられる壁面の端から突出しないこと。 3 取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと。
--	---	--

(3) 前2号に定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。

ア 昼間における良好な景観の形成及び風致の維持について考慮されたものであること。

イ 点滅するものについては、点滅速度が可能な限り緩やかなものであること。

別表第5（第11条関係）

案内広告物等許可基準

1 禁止地域等においては、次のとおりとすること。

(1) 第一種禁止地域には設置しないこと。

(2) 立看板、広告板、広告塔又は電柱広告の区分に該当するものであること。

(3) 建物を利用して表示し、又は設置するものでないこと。

(4) 次に掲げる広告物等の区分及び禁止地域等の区分に応じて、それぞれ次の表に定める基準に適合すること。

区分	第二種禁止地域の基準	第三種禁止地域の基準
立看板	1 表示面の縦の長さは2メートル以下、横の長さは1メートル以下であること。	

		2 下端から上端までの高さは、3メートル以下であること。 3 一の立看板と他の立看板との距離は、これらの立看板のうちいずれか高い方の高さに相当する距離の2倍以上であること。
広告板及び広告塔		1 1つの事業所等に案内するために表示し、又は設置する場合は次のとおりであること。 (1) 一面の表示面積は、1平方メートル以内とし、表示面積の合計は、2平方メートル以内であること。 (2) 下端から上端までの高さは、2メートル以下であること。 2 2つ以上の事業所等に案内するため、1の場合の広告物等を統合して表示し、又は設置する場合は次のとおりであること。 (1) 一面の表示面積は、5平方メートル以内とし、表示面積の合計は、10平方メートル以内であること。この場合において、1つの事業所等当たりの表示面積は、一面の表示面積を1平方メートル以内とし、表示面積の合計は、2平方メートル以内であること。 (2) 下端から上端までの高さは、5メートル以下であること。
		1 1つの事業所等に案内するために表示し、又は設置する場合は次のとおりであること。 (1) 一面の表示面積は、3平方メートル以内とし、表示面積の合計は、6平方メートル以内であること。 (2) 下端から上端までの高さは、4メートル以下であること。 2 2つ以上の事業所等に案内するため、1の場合の広告物等を統合して表示し、又は設置する場合は次のとおりであること。 (1) 一面の表示面積は、10平方メートル以内とし、表示面積の合計は、20平方メートル以内であること。この場合において、1つの事業所等当たりの表示面積は、一面の表示面積を2平方メートル以内とし、表示面積の合計は、4平方メートル以内であること。 (2) 下端から上端までの高さは、5メートル以下であること。
電柱広告	電柱等から	1 表示面の縦の長さは1.2メートル以下、横の長さは0.6メートル

突き出して	以下であること。
取り付けら	2 取り付ける数量は、電柱等 1 本につき 1 個であること。
れるもの	3 下地の色として赤色、黒色又は黄色を使用するものでないこと。
電柱等に巻	1 表示面の横の長さは、1メートル以下であること。
き付けられ、	2 地面から下端までの高さは、1メートル以上であること。
又は直接表	3 巻き付け、又は直接表示する数量又は箇所数は、電柱等 1 本につき 1
示されるも	個又は 1 箇所であること。
の	4 下地の色として赤色、黒色又は黄色を使用するものでないこと。

備考 電柱広告については、電柱等から突き出して取り付けられるもの及び電柱等に巻き付けられ、又は直接表示されるものが同一の電柱等に設置され、又は直接表示されることを妨げない。

(5) 前各号に定める基準のほか、次に掲げる表示又は設置の場所に応じ、それぞれ次の表に定める基準に適合すること。

表示又は設置の場所	基準
条例第 3 条第 1 項第 1 8 号に掲げる地域	1 最短経路接続地点(交通事情その他の事情から最短経路接続地点を基準とすることが適当でないと市長が認める場合は、市長が別に認める地点)から 1 キロメートルの区域内に表示し、又は設置するものであること。 2 数量は、案内しようとする 1 つの事業所等につき 2 個以内であること。
条例第 3 条第 1 項第 1 8 号に掲げる地域以外の地域	1 案内しようとする事業所等から 1 キロメートルの区域内に表示し、又は設置するものであること。 2 数量は、案内しようとする 1 つの事業所等につき 2 個以内であること。

備考 条例第 3 条第 1 項第 1 8 号に掲げる地域以外の地域が、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域である場合は、必要があれば数量を 4 個以内とすることを妨げない。

(6) 前各号に定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。

ア 昼間における良好な景観の形成及び風致の維持について考慮されたものであること。

イ 点滅する発光装置及び照明装置並びに回転灯は使用しないこと。

ウ 映像による表示をしないこと。

- (7) 前各号に定める基準に適合するほか、他人の住所地等内の一の敷地に表示し、又は設置するものについては、当該住所地等内の一の敷地における広告物等の表示面積（他人が表示し、又は設置するものの表示面積を含む。）の合計が次の表に掲げる面積を超えないものであること。

国立公園等の地域	1 0 平方メートル
第二種禁止地域（国立公園等の地域を除く。）	2 0 平方メートル
第三種禁止地域	3 0 平方メートル

- (8) 前各号に定める基準に適合する場合であっても、表示し、又は設置しようとする場所が次のいずれかの範囲にある場合は、表示又は設置をしないこと。

ア 次のいずれかに該当する交差点に係る停止線から 3 0 メートル以内の範囲

(ア) 重要交差点

(イ) (ア) に掲げるもののほか、信号機がある交差点のうち、次のいずれかに該当するもの

i 一般国道と一般国道が交差するもの

ii 一般国道と県道が交差するもの

iii 一般国道と市道が交差するもの

iv 県道と県道が交差するもの

イ 次のいずれかに該当する地域のうち 1 0 0 メートル以内の範囲

(ア) 条例第 3 条第 1 項第 5 号、第 7 号及び第 9 号に掲げる地域

(イ) 条例第 3 条第 1 項第 1 6 号に掲げる地域

(ウ) 条例第 3 条第 1 項第 2 1 号に掲げる地域

(エ) 条例第 3 条第 1 項第 2 4 号の規定により、市長が第二種禁止地域として定める地域

ウ 高速自動車国道又は自動車専用道路の出入口から 1 0 0 メートル以内の範囲

- (9) 前号に定める基準にかかわらず、同号ア（イ）に掲げるいずれかの交差点から 5 0 0 メートルの区域内にある事業所等に案内するために表示し、又は設置する広告物等で、第 1 号から第 7 号までに定める基準に適合するものは、当該交差点に係る停止線から 3 0 メー

ル以内の範囲に表示又は設置ができるものとする。

2 許可地域等においては、次のとおりとすること。

(1) 立看板、広告板、広告塔又は電柱広告の区分に該当するものであること。

(2) 次に掲げる広告物等の区分及び許可地域等の区分に応じて、それぞれ次の表に定める基準に適合すること。

区分		特定制限地域の基準	許可地域の基準
立看板		1 表示面の縦の長さは2メートル以下、横の長さは1メートル以下であること。 2 下端から上端までの高さは、3メートル以下であること。 3 一の立看板と他の立看板との距離は、これらの立看板のうちいずれか高い方の高さに相当する距離の2倍以上であること。	
広告板及び広告塔		1 表示面積は、20平方メートル以内であること。 2 下端から上端までの高さは、8メートル以下であること。	1 表示面積は、30平方メートル以内であること。 2 下端から上端までの高さは、10メートル以下であること。
電柱広告	電柱等から突き出して取り付けられるもの	1 表示面の縦の長さは1.2メートル以下、横の長さは0.6メートル以下であること。 2 取り付ける数量は、電柱等1本につき1個であること。 3 下地の色として赤色、黒色又は黄色を使用するものでないこと。	
	電柱等に巻き付けられ、又は直接表示されるものの	1 表示面の横の長さは、1メートル以下であること。 2 地面から下端までの高さは、1メートル以上であること。 3 巻き付け、又は直接表示する数量又は箇所数は、電柱等1本につき1個又は1箇所であること。 4 下地の色として赤色、黒色又は黄色を使用するものでないこと。	

備考 電柱広告については、電柱等から突き出して取り付けられるもの及び電柱等に巻き付けられ、又は直接表示されるものが同一の電柱等に設置され、又は直接表示されることを妨げない。

(3) 前2号に定める基準にかかわらず、次に掲げる表示又は設置の方法により、建物を利用して表示し、又は設置するものについては、それぞれ次の表に定める基準に適合すること。

表示又は設置の方法	特定制限地域の基準	許可地域の基準
建物の壁面に取り付ける方法（壁面から突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。）	1 1つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積（他人が取り付けるものの表示面積を含む。）の合計は、次のとおりであること。 （１） 当該壁面の面積が100平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の2分の1以内で、かつ、20平方メートル以内であること。 （２） 当該壁面の面積が100平方メートルを超えるときは、当該壁面の面積の5分の1以内であること。 2 取り付けられる壁面の端から突出しないこと。 3 取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと。 4 足羽川右岸の視点場及び足羽山の視点場から展望することができるものは、塔屋等の壁面に表示又は設置をしないこと。	1 1つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積（他人が取り付けるものの表示面積を含む。）の合計は、次のとおりであること。 （１） 当該壁面の面積が100平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の2分の1以内で、かつ、20平方メートル以内であること。 （２） 当該壁面の面積が100平方メートルを超えるときは、当該壁面の面積の5分の1以内であること。 2 取り付けられる壁面の端から突出しないこと。 3 取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと。

（４） 前３号に定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。

ア 昼間における良好な景観の形成及び風致の維持について考慮されたものであること。

イ 点滅するものについては、点滅速度が可能な限り緩やかなものであること。

（５） 第１号、第２号及び前号の基準に適合する場合であっても、次のいずれかに該当する交差点に係る停止線から30メートル以内の範囲には表示又は設置をしないこと。

ア 重要交差点

イ アに掲げるもののほか、信号機がある交差点のうち次のいずれかに該当するもの

(ア) 一般国道と一般国道が交差するもの

(イ) 一般国道と県道が交差するもの

(ウ) 一般国道と市道が交差するもの

(エ) 県道と県道が交差するもの

(6) 前号に定める基準にかかわらず、同号イに掲げるいずれかの交差点から500メートルの区域内にある事業所等に案内するために表示し、又は設置する広告物等で、次に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ次の表に定める基準に適合するものは、当該交差点に係る停止線から30メートル以内の範囲に表示又は設置ができるものとする。この場合において、数量は、案内しようとする1つの事業所等につき、2個以内であること。

区分	基準
立看板	1 表示面の縦の長さは2メートル以下、横の長さは1メートル以下であること。 2 下端から上端までの高さは、3メートル以下であること。 3 一の立看板と他の立看板との距離は、これらの立看板のうちいずれか高い方の高さに相当する距離の2倍以上であること。
広告板及び広告塔	1 1つの事業所等に案内するために表示し、又は設置する場合は次のとおりであること。 (1) 一面の表示面積は、3平方メートル以内とし、表示面積の合計は、6平方メートル以内であること。 (2) 下端から上端までの高さは、4メートル以下であること。 2 2つ以上の事業所等に案内するため、1の場合の広告物等を統合して表示し、又は設置する場合は次のとおりであること。 (1) 一面の表示面積は、10平方メートル以内とし、表示面積の合計は、20平方メートル以内であること。この場合において、1つの事業所等当たりの表示面積は、一面の表示面積を2平方メートル以内とし、表示面積の合計は、4平方メートル以内であること。

		(2) 下端から上端までの高さは、5メートル以下であること。
電柱広告	電柱等から突き出して取り付けられるもの	1 表示面の縦の長さは1.2メートル以下、横の長さは0.6メートル以下であること。 2 取り付ける数量は、電柱等1本につき1個であること。 3 下地の色として赤色、黒色又は黄色を使用するものでないこと。
	電柱等に巻き付けられ、又は直接表示されるもの	1 表示面の横の長さは、1メートル以下であること。 2 地面から下端までの高さは、1メートル以上であること。 3 巻き付け、又は直接表示する数量又は箇所数は、電柱等1本につき1個又は1箇所であること。 4 下地の色として赤色、黒色又は黄色を使用するものでないこと。

備考 電柱広告については、電柱等から突き出して取り付けられるもの及び電柱等に巻き付けられ、又は直接表示されるものが同一の電柱等に設置され、又は直接表示されることを妨げない。

福井市長 あて

※ 屋外広告物
許可手数料

_____ 円

申請者 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 ⑧
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

屋外広告物等表示（設置）許可申請書
(新規・更新)

福井市屋外広告物条例 ☐ 第5条、第9条第3項（新規）
☐ 第12条第3項（更新） の規定により、屋外広告物の表示
(掲出する物件の設置) の許可を次のとおり申請します。

表 示 又 は 設 置 の 場 所				
表示又は設置の場所の地域区分		☐ 第一種禁止地域 ☐ 第二種禁止地域 ☐ 第三種禁止地域 ☐ 特定制限地域 ☐ 許可地域		
広 告 物 の 種 別		☐ 自家用広告物 ☐ 案内広告物 ☐ 一般広告物		
広 告 物 の 合 計 面 積		合計面積 _____ m ²		
既許可年月日及び番号(更新のみ)		年 月 日 第 号		
広告物 等管理 者(予 定)	住 所	(郵便番号 _____) 電話番号 _____		
	氏 名			
	資 格			
	勤 務 先	名 称 _____ 所 在 地 _____ 電話番号 _____		
工 事 施 工 者	住 所 (所在地)	(郵便番号 _____) 電話番号 _____		
	氏 名 (名 称)			
	登 録 番 号 又 は 届 出 番 号	☐ 福井市屋外広告業登録第 _____ 号 ☐ 福井市特例屋外広告業届出第 _____ 号		
表 示 又 は 設 置 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		
他法令 の許可 等	道 路 法 の 占 用 許 可	要 ・ 不要	建 築 基 準 法 の 工 作 物 確 認	要 ・ 不要
	自 然 公 園 法 の 許 可	要 ・ 不要	文 化 財 保 護 法 の 許 可	要 ・ 不要
	景 観 条 例 の 届 出	要 ・ 不要	都 市 計 画 法 の 地 区 計 画 の 届 出	要 ・ 不要
	そ の 他 法 令 の 許 可 等		要 ・ 不要 (法令名 _____)	

- 注
- 1 広告物等の法的な責任者及び義務者である広告主が申請してください。
 - 2 ☐ には該当するものに☑印を記入してください。
 - 3 許可期間が1年を超える広告物等を申請する場合は、管理者について福井市屋外広告物条例第40条第1項各号のいずれかに該当する資格を記入してください。
 - 4 広告物等の種別、種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳などを別紙に記入してください。
 - 5 申請者（申請者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
 - 6 ※印欄は、記入しないでください。

1 広告物等の種別、種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳

種別	種類	表示内容	個数	表示面積	広告物の高さ	建物の高さ	壁面の面積	色彩(彩度)	照明の有無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無

備考

- 1 種別は、自家用、案内、一般のいずれかを記入してください。
- 2 種類は、屋上広告、壁面広告、突出広告、広告板、広告塔、電柱広告（突出）、電柱広告（巻付け）、広告幕、貼り紙、貼り札、立看板、のぼり、気球広告、移動広告、ぼんぼり、あんどんその他のうち該当するものを記入してください。
- 3 広告物の高さは、広告板、広告塔、貼り札、立看板、のぼりについては地面から上端までの高さ、屋上広告は取付場所から上端までの高さを記入してください。
- 4 建物の高さは、屋上広告について地上から取付場所までの高さを記入してください。
- 5 壁面広告について、表示面積は広告物等を取り付ける1つの壁面ごとの面積を記入し、壁面の面積は広告物等を取り付ける1つの壁面の面積を記入してください。
- 6 色彩（彩度）は、マンセル値（日本工業規格Z 8 7 2 1に定める三属性による色の表示方法に規定する値をいう。）を記入してください。
- 7 条例第3条第1項第18号に掲げる禁止地域等において案内広告物の表示又は設置の許可を申請する場合に、交通事情その他の事情から最短経路接続地点以外の地点を基準として当該案内広告物の表示又は設置の許可を申請するときは、最短経路接続地点を基準とすることが適当でないことを説明する書面を添付してください。
- 8 記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加してください。

2 住所地等内の一の敷地における広告物等の表示面積の合計（禁止地域等）

表示面積の合計		
自家用広告物	自家用広告物以外	合計
(m ²) m ²	(m ²) m ²	(m ²) m ²

備考

- 1 禁止地域等に表示又は設置する場合に記入してください。
- 2 表示又は設置しようとする敷地内にすでに広告物等が表示又は設置されている場合は、上段に既表示面積を、下段に今回申請面積を記入してください。

福井市長 あて

※ 屋外広告物
確認手数料

_____円

申請者 住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 ㊞
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

屋外広告物等表示（設置）確認申請書
(新規・更新)

福井市屋外広告物条例 〔 ☐ 第6条第2項（新規）
☐ 第12条第3項（更新） 〕 の規定により、屋外広告物の表示（屋外広告物を掲出する物件の設置）の確認を次のとおり申請します。

表示又は設置の場所			
広告物活用地区の名称			
広告物の種類及び合計面積		種 類	合計面積 m ²
既確認年月日及び番号(更新のみ)		年 月 日	第 号
広告物 等管理 者(予 定)	住 所	(郵便番号 ー) 電話番号	
	氏 名		
	資 格		
	勤 務 先	名 称 所 在 地 電話番号	
工 事 施 工 者	住 所(所在地)	(郵便番号 ー) 電話番号	
	氏 名(名 称)		
	登 録 番 号 又 は 届 出 番 号	☐ 福井市屋外広告業登録第 号 ☐ 福井市特例屋外広告業届出第 号	
表示又は設置の期間		年 月 日から 年 月 日まで	
他法令 の許可 等	道路法の占用許可	要・不要	建築基準法の工作物確認 要・不要
	自然公園法の許可	要・不要	文化財保護法の許可 要・不要
	景観条例の届出	要・不要	都市計画法の地区計画の届出 要・不要
	その他法令の許可等	要・不要 (法令名)	

- 注
- 1 広告物等の法的な責任者及び義務者である広告主が申請してください。
 - 2 ☐には該当するものに㊞印を記入してください。
 - 3 確認期間が1年を超える広告物等を申請する場合は、管理者について福井市屋外広告物条例第40条第1項各号のいずれかに該当する資格を記入してください。
 - 4 広告物等の種別、種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳を別紙に記入してください。
 - 5 規則第5条各号に掲げる書類を添付してください。
 - 6 申請者（申請者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
 - 7 ※印欄は、記入しないでください。

別 紙

広告物等の種別、種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳

種別	種類	表示内容	個数	表示面積	広告物の高さ	建物の高さ	壁面の面積	色彩(彩度)	照明の有無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無

備考

- 1 種別は、自家用、案内、一般のいずれかを記入してください。
- 2 種類は、屋上広告、壁面広告、突出広告、広告板、広告塔、電柱広告（突出）、電柱広告（巻付け）、広告幕、貼り紙、貼り札、立看板、のぼり、気球広告、移動広告、ぼんぼり、あんどんその他のうち該当するものを記入してください。
- 3 広告物の高さは、広告板、広告塔、貼り札、立看板、のぼりについては地面から上端までの高さ、屋上広告は取付場所から上端までの高さを記入してください。
- 4 建物の高さは、屋上広告について地上から取付場所までの高さを記入してください。
- 5 壁面広告について、表示面積は広告物等を取り付ける1つの壁面ごとの面積を記入し、壁面の面積は広告物等を取り付ける1つの壁面の面積を記入してください。
- 6 色彩（彩度）は、マンセル値（日本工業規格Z 8 7 2 1に定める三属性による色の表示方法に規定する値をいう。）を記入してください。
- 7 記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加してください。

年 月 日

福井市長 あて

届出者 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (印)
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

屋外広告物等表示（設置）届出書

屋外広告物を表示（掲出する物件を設置）したいので、福井市屋外広告物条例第7条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

表 示 又 は 設 置 の 場 所					
景観保全型広告物整備地区の名称					
広 告 物 の 種 類 及 び 合 計 面 積		種 類		合 計 面 積	
				m ²	
工 事 施 工 者	住 所 (所在地)	(郵便番号 —)		電話番号	
	氏 名 (名 称)				
	登 録 番 号 又 は 届 出 番 号	☐ 福井市屋外広告業登録第 号 ☐ 福井市特例屋外広告業届出第 号			
表 示 又 は 設 置 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで			
他 法 令 の 許 可 等	道 路 法 の 占 用 許 可	要 ・ 不要	建 築 基 準 法 の 工 作 物 確 認	要 ・ 不要	
	自 然 公 園 法 の 許 可	要 ・ 不要	文 化 財 保 護 法 の 許 可	要 ・ 不要	
	景 観 条 例 の 届 出	要 ・ 不要	都 市 計 画 法 の 地 区 計 画 の 届 出	要 ・ 不要	
	そ の 他 法 令 の 許 可 等	要 ・ 不要 (法令名)			

注

- 1 広告物等の法的な責任者及び義務者である広告主が届出してください。
- 2 規則第5条第2号に掲げる書類を添付してください。
- 3 広告物等の種別、種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳を別紙に記入してください。
- 4 届出者（届出者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

別 紙

広告物等の種別、種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳

種別	種類	表示内容	個数	表示面積	広告物の高さ	建物の高さ	壁面の面積	色彩(彩度)	照明の有無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無

備考

- 1 種別は、自家用、案内、一般のいずれかを記入してください。
- 2 種類は、屋上広告、壁面広告、突出広告、広告板、広告塔、電柱広告（突出）、電柱広告（巻付け）、広告幕、貼り紙、貼り札、立看板、のぼり、気球広告、移動広告、ぼんぼり、あんどんその他のうち該当するものを記入してください。
- 3 広告物の高さは、広告板、広告塔、貼り札、立看板、のぼりについては地面から上端までの高さ、屋上広告は取付場所から上端までの高さを記入してください。
- 4 建物の高さは、屋上広告について地上から取付場所までの高さを記入してください。
- 5 壁面広告について、表示面積は広告物等を取り付ける1つの壁面ごとの面積を記入し、壁面の面積は広告物等を取り付ける1つの壁面の面積を記入してください。
- 6 色彩（彩度）は、マンセル値（日本工業規格Z 8 7 2 1に定める三属性による色の表示方法に規定する値をいう。）を記入してください。
- 7 記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加してください。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

福井市長 あて

申請者（代表者）住所

氏名

印

電話番号

広告物協定認定（変更認定）申請書

広告物協定の認定（変更認定）を受けたいので、福井市屋外広告物条例第8条第2項（第4項）の規定により、次のとおり申請します。

広告物協定の名称		
協 定 の 概 要	対象となる地域	
	広告物等の表示又は設置方法に関する事項	
	有効期間	
	違反した場合の措置	
	その他の事項	
※認定年月日等		年 月 日 第 号
※変更の理由		

注

- 1 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 ※印のある欄には記入しないでください。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

福井市長 あて

届出者 住所

氏名

印

電話番号

広告物協定廃止届出書

広告物協定を廃止したいので、福井市屋外広告物条例第8条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

広告物協定の名称	
認定年月日等	年 月 日 第 号
廃止の理由	
協定者の人数	
廃止の合意人数	

注 届出者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

福井市長 あて

申請者 所在地

名称

代表者氏名

電話番号

屋外広告物等表示（設置）協議書

福井市屋外広告物条例第9条第1項第3号の規定により、屋外広告物の表示（掲出する物件の設置）を次のとおり協議します。

表 示 又 は 設 置 の 場 所					
広 告 物 の 種 類 及 び 合 計 面 積		種 類		合 計 面 積	
				㎡	
工 事 者 施 工 者	住 所（所在地）	（郵便番号 ） 電話番号			
	氏 名（名 称）				
	登 録 番 号 又 は 届 出 番 号	☐ 福井市屋外広告業登録第 号 ☐ 福井市特例屋外広告業届出第 号			
表 示 又 は 設 置 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで			
他 法 令 の 許 可 等	道 路 法 の 占 用 許 可	要 ・ 不要	建 築 基 準 法 の 工 作 物 確 認	要 ・ 不要	
	自 然 公 園 法 の 許 可	要 ・ 不要	文 化 財 保 護 法 の 許 可	要 ・ 不要	
	景 観 条 例 の 届 出	要 ・ 不要	都 市 計 画 法 の 地 区 計 画 の 届 出	要 ・ 不要	
	そ の 他 法 令 の 許 可 等	要 ・ 不要 （法令名 ）			

注

- 1 規則第5条各号に掲げる書類を添付してください。
- 2 広告物等の種別、種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳を別紙に記入してください。

別 紙

広告物等の種別、種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳

種別	種類	表示内容	個数	表示面積	広告物の高さ	建物の高さ	壁面の面積	色彩(彩度)	照明の有無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無

備考

- 1 種別は、自家用、案内、一般のいずれかを記入してください。
- 2 種類は、屋上広告、壁面広告、突出広告、広告板、広告塔、電柱広告（突出）、電柱広告（巻付け）、広告幕、貼り紙、貼り札、立看板、のぼり、気球広告、移動広告、ぼんぼり、あんどんその他のうち該当するものを記入してください。
- 3 広告物の高さは、広告板、広告塔、貼り札、立看板、のぼりについては地面から上端までの高さ、屋上広告は取付場所から上端までの高さを記入してください。
- 4 建物の高さは、屋上広告について地上から取付場所までの高さを記入してください。
- 5 壁面広告について、表示面積は広告物等を取り付ける1つの壁面ごとの面積を記入し、壁面の面積は広告物等を取り付ける1つの壁面の面積を記入してください。
- 6 色彩（彩度）は、マンセル値（日本工業規格Z 8 7 2 1に定める三属性による色の表示方法に規定する値をいう。）を記入してください。
- 7 記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加してください。

福井市長 あて

報告者 住所
 （申請者）（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 ㊟
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

屋外広告物（貼り紙・貼り札）自己点検報告書

許可期間の更新申請をする（貼り紙・貼り札）に係る自己点検結果を次のとおり報告します。

更新申請の内容	表示面積及び数量	平方メートル 枚
	表示場所	
	表示期間	年 月 日から 年 月 日まで
更新を受けようとする許可の許可年月日、番号及び数量		年 月 日 第 号 枚
更新申請をする貼り紙・貼り札の点検結果		
点検項目		異常の有無
破損していないこと。		有 無
剝離がないこと。		有 無
著しい汚染又は退色がないこと。		有 無

注 報告者（報告者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

福井市長 あて

点検者（屋外広告物等管理者）住所

氏名

電話番号



屋外広告物等安全点検報告書

1 点検した屋外広告物等

広告物等の種類		現在の許可 (確認)	年 月 日
設 置 場 所			第 号

2 点検結果と補修状況

点 検 項 目	点 検 結 果	補 修 等 の 措 置 の 内 容
主要構造部分の変形、破損、腐食等	良 ・ 不良	
ボルト・ビス・接合部の変形、破損、腐食等	良 ・ 不良	
支持・緊結部分の変形、破損、腐食等	良 ・ 不良	
表示板面の汚染、退色、剝離等	良 ・ 不良	
表示板面の変形、破損、腐食等	良 ・ 不良	
コンクリート部の割れ、亀裂、剝離等	良 ・ 不良	
その他必要な点検箇所 ()	良 ・ 不良	

注

- 1 点検項目ごとに点検結果の良・不良に○印を入れ、不良の場合は補修等の措置の内容も記入してください。
- 2 点検者（屋外広告物等管理者）の印を押してください。
- 3 報告内容について虚偽であることが判明した場合、更新の許可を取り消す場合があります。
- 4 広告物等の現況及び点検実施の様子がわかるカラー写真を添付してください。

福井市長 あて

申請者 住所
 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 氏名 ㊟
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号

屋外広告物等変更（改造）許可（確認）申請書

福井市屋外広告物条例第13条の規定により、屋外広告物等の変更（改造）の許可（確認）を次のとおり申請します。

表 示 又 は 設 置 の 場 所				
変 更 又 は 改 造 の 内 容				
広 告 物 の 種 別		☐ 自家用広告物 ☐ 案内広告物 ☐ 一般広告物		
広 告 物 の 合 計 面 積		変 更 （ 改 造 ） 後 の 合 計 面 積 m ²		
既許可（確認）の年月日及び番号		年 月 日 第 号		
広告物 等管理 者	住 所	（郵便番号 — ） 電話番号		
	氏 名			
	資 格			
	勤 務 先	名 称 所 在 地 電話番号		
工 事 施 工 者	住 所（所在地）	（郵便番号 — ） 電話番号		
	氏 名（名 称）			
	登 録 番 号 又 は 届 出 番 号	☐ 福井市屋外広告業登録第 号 ☐ 福井市特例屋外広告業届出第 号		
工 事 着 手 ・ 完 成 （ 予 定 ） 日		着手 年 月 日 / 完成 年 月 日		
表 示 又 は 設 置 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		
他法令 の許可 等	道 路 法 の 占 用 許 可	要 ・ 不要	建 築 基 準 法 の 工 作 物 確 認	要 ・ 不要
	自 然 公 園 法 の 許 可	要 ・ 不要	文 化 財 保 護 法 の 許 可	要 ・ 不要
	景 観 条 例 の 届 出	要 ・ 不要	都 市 計 画 法 の 地 区 計 画 の 届 出	要 ・ 不要
	そ の 他 法 令 の 許 可 等	要 ・ 不要（法令名 ）		

注

- 1 広告物等の法的な責任者及び義務者である広告主が申請してください。
- 2 ☐ には該当するものに☒印を記入してください。
- 3 変更（改造）前の広告物等の内訳や変更（改造）後の広告物等の内訳などを別紙に記入してください。
- 4 申請者（申請者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

別 紙

1 変更（改造）前の広告物等の内訳

種別	種類	表示内容	個数	表示面積	広告物の高さ	建物の高さ	壁面の面積	色彩（彩度）	照明の有無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無

2 変更（改造）後の広告物等の内訳

種別	種類	表示内容	個数	表示面積	広告物の高さ	建物の高さ	壁面の面積	色彩（彩度）	照明の有無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無
				m ²	m	m	m ²		有・無

備考

- 1 種別は、自家用、案内、一般のいずれかを記入してください。
- 2 種類は、屋上広告、壁面広告、突出広告、広告板、広告塔、電柱広告（突出）、電柱広告（巻付け）、広告幕、貼り紙、貼り札、立看板、のぼり、気球広告、移動広告、ぼんぼり、あんどんその他のうち該当するものを記入してください。
- 3 広告物の高さは、広告板、広告塔、貼り札、立看板、のぼりについては地面から上端までの高さ、屋上広告は取付場所から上端までの高さを記入してください。
- 4 建物の高さは、屋上広告について地上から取付場所までの高さを記入してください。
- 5 壁面広告について、表示面積は広告物等を取り付ける1つの壁面ごとの面積を記入し、壁面の面積は広告物等を取り付ける1つの壁面の面積を記入してください。
- 6 色彩（彩度）は、マンセル値（日本工業規格Z 8 7 2 1に定める三属性による色の表示方法に規定する値をいう。）を記入してください。
- 7 条例第3条第1項第18号に掲げる禁止地域等において案内広告物への変更（改造）の許可を申請する場合に、交通事情その他の事情から最短経路接続地点以外の地点を基準として当該案内広告物への変更（改造）の許可を申請するときは、最短経路接続地点を基準とすることが適当でないことを説明する書面を添付してください。
- 8 記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加してください。

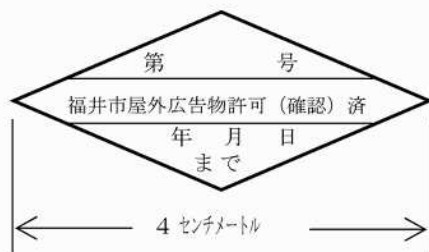
3 住所等内の一の敷地における広告物等の表示面積の合計（禁止地域等）

表示面積の合計		
自家用広告物	自家用広告物以外	合計
(m ²)	(m ²)	(m ²)
m ²	m ²	m ²

備考

- 1 禁止地域等に表示又は設置されている場合に記入してください。
- 2 広告物等の変更（改造）により、表示面積の変更があった場合、上段に変更（改造）前の表示面積を、下段に変更（改造）後の表示面積を記入してください。

様式第10号（第19条関係）



様式第 1 1 号（第 1 9 条関係）



様式第12号（第19条関係）

（その1）

----- 4. 5センチメートル -----			
福	井	市	3. 5
			センチ
			メートル
年	月	日	
----- 7. 5センチメートル -----			

（その2）

----- 3センチメートル -----			
福	井	市	記号
			2. 5
			センチ
			メートル
年	月	日	
----- 5センチメートル -----			

様式第 13 号（第 21 条関係）

年 月 日

福井市長 あて

届出者 住所
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 氏名 ㊟
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号

屋外広告物等管理者設置届出書

屋外広告物等管理者を置いたので、福井市屋外広告物条例第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

表 示 又 は 設 置 の 場 所			
広 告 物 の 種 別		☐ 自家用広告物 ☐ 案内広告物 ☐ 一般広告物	
広 告 物 の 合 計 面 積		合 計 面 積 m ²	
既許可(確認)の年月日及び番号		年 月 日 第 号	
広告物 等管理 者	住 所	(郵便番号 —) 電話番号	
	氏 名		
	資 格		
	勤 務 先	名 称 所 在 地 電話番号	
表 示 又 は 設 置 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
他法令 の許可 等	道 路 法 の 占 用 許 可	要 ・ 不要	建 築 基 準 法 の 工 作 物 確 認
	自 然 公 園 法 の 許 可	要 ・ 不要	文 化 財 保 護 法 の 許 可
	景 観 条 例 の 届 出	要 ・ 不要	都 市 計 画 法 の 地 区 計 画 の 届 出
	そ の 他 法 令 の 許 可 等	要 ・ 不要	(法令名)

注

- 届出者（届出者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 許可の期間が 1 年を超える広告物等については、福井市屋外広告物条例第 40 条第 1 項各号のいずれかに該当する者の資格を記入し、これを証する書面を添付してください。

福井市長 あて

届出者 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 ⑤

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

屋外広告物表示管理者等（氏名等）変更届出書

広告物表示管理者等（氏名等）を変更したので、福井市屋外広告物条例第17条第2項（第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

表 示 又 は 設 置 の 場 所				
広 告 物 の 種 別		☐ 自家用広告物 ☐ 案内広告物 ☐ 一般広告物		
広 告 物 の 合 計 面 積		合 計 面 積 m ²		
既許可(確認)の年月日及び番号		年 月 日 第 号		
広告物等 管 理 者	変 更 前	住 所	(郵便番号 —) 電話番号	
		氏 名		
		資 格		
		勤 務 先	名 称 所 在 地 電話番号	
	変 更 後	住 所	(郵便番号 —) 電話番号	
		氏 名		
		資 格		
		勤 務 先	名 称 所 在 地 電話番号	
表 示 又 は 設 置 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		
他 法 令 の 許 可 等	道 路 法 の 占 用 許 可	要 ・ 不要	建 築 基 準 法 の 工 作 物 確 認	要 ・ 不要
	自 然 公 園 法 の 許 可	要 ・ 不要	文 化 財 保 護 法 の 許 可	要 ・ 不要
	景 観 条 例 の 届 出	要 ・ 不要	都 市 計 画 法 の 地 区 計 画 の 届 出	要 ・ 不要
	そ の 他 法 令 の 許 可 等	要 ・ 不要 (法令名)		

注

- 届出者（届出者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 許可の期間が1年を超える広告物等については、福井市屋外広告物条例第40条第1項各号のいずれかに該当する者の資格を記入し、これを証する書面を添付してください。

様式第 15 号（第 22 条関係）

年 月 日

福井市長 あて

届出者 住所
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 ⑩
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

屋外広告物等除却届出書

屋外広告物等を除却したので、福井市屋外広告物条例第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

表 示 又 は 設 置 の 場 所		
広 告 物 の 種 別		☐ 自家用広告物 ☐ 案内広告物 ☐ 一般広告物
既許可(確認)の年月日及び番号		年 月 日 第 号
広 告 物 等 管 理 者	住 所	(郵便番号 —) 電話番号
	氏 名	
	資 格	
	勤 務 先	名 称 所 在 地 電話番号
表 示 又 は 設 置 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
除 却 年 月 日		年 月 日

注 届出者（届出者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第16号（第23条関係）

（表）

第	号
所属 職氏名	
屋外広告物検査員証	
年 月 日交付	
福井市長	印

（裏）

福井市屋外広告物条例（抜粋）
（立入検査等）
第21条 市長は、この条例を施行するために必要な限度において、広告物表示管理者等から報告を求め、又はその職員に、広告物等に関係のある土地若しくは建物に立ち入らせ、広告物若しくは広告物を掲出する物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第 17 号（第 25 条関係）

保 管 広 告 物 等 一 覧 簿							
整理番号	保 管 し た 広 告 物 等		保管した広 告物等が表 示され、又 は設置され ていた場所	除却した年 月日時	保管を始め た年月日時	保管の場所	備 考
	名称又は種類	数 量					

様式第18号（第27条関係）

受 領 書

年 月 日

福井市長 あて

返還を受けた者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 ⑨

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり、広告物等（広告物等を売却した代金）の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた広告物等	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	数 量	
(返還を受けた金額)		

備考 返還を受けた者（返還を受けた者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第 19 号（第 29 条関係）

年 月 日

福井市長 あて

申請者 住所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

屋外広告業登録申請書

屋外広告業の登録を受けたいので、福井市屋外広告物条例第 32 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

登 録 の 種 類	新規	※登 録 番 号	福井市屋外広告業登録第	号
	更新	※登録年月日	年	月 日
フリガナ 氏 名及び生年月日 （法人にあっては、その商号 又は名称、代表者の氏名 及び生年月日）	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人			
住 所 （法人にあっては、主た る事務所の所在地）	郵便番号（ ） 電話番号（ ）－			
1 福井市の区域 内において営業 を行う営業所の 名称及び所在地 並びに業務主任 者の氏名	営業所の名称	営 業 所 の 所 在 地	業 務 主 任 者 の 氏 名	
		郵便番号（ ）		
		電話番号（ ）－		
		郵便番号（ ）		
		電話番号（ ）－		
		郵便番号（ ）		
		電話番号（ ）－		

2 法人である場合の 役員（業務を執行す	職 名	フリガナ 氏 名
-------------------------	-----	-------------

る社員、取締役又はこれらに準ずる者。以下同じ。)の職名及び氏名			
3 未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所	フリガナ 氏 名及び生年月日 (法人にあっては、その商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日)	生年月日 年 月 日	
	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	郵便番号 (-) 電話番号 () -	
4 法定代理人が法人である場合の役員の職名及び氏名	職 名	フリガナ 氏 名	
5 他の地方公共団体における登録番号	登 録 を 受 け た 地方公共団体名	登 録 年 月 日	登 録 番 号

注

- 1 申請者（申請者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 ※印のある欄は、新規登録の場合には記入しないでください。
- 3 「登録の種類」の欄及び「法人・個人の別」の欄は、それぞれ該当するものに○印を付してください。

様式第 20 号（第 30 条関係）

福井市長 あて

誓 約 書

登録申請者、その役員及び法定代理人（法定代理人が法人である場合にはその役員を含む。）は、福井市屋外広告物条例第 34 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

⑨

（法人の申請者にあつては、名称及び代表者の氏名）

注 申請者（申請者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第21号（第30条関係）

略 歴 書

登録申請者 本人
の役員
の法定代理人
の法定代理人（法人）の役員 の略歴

現住所	郵便番号（ ）		
	電話番号（ ） -		
フリガナ 氏 名		生年 月日	
略 歴	期 間	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容	
	～		
	～		
	～		
	～		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名 ㊟			

注

- 1 「本人
の役員
の法定代理人
の法定代理人（法人）の役員」
については、いずれか該当するものを○で囲んでください。
- 2 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載してください。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第 2 2 号（第 3 1 条関係）

屋外広告業者登録簿

登 録 番 号		福井市屋外広告業登録第 号	
登録（更新）年月日		新規	年 月 日
		更新	年 月 日
		更新	年 月 日
		更新	年 月 日
フリガナ 氏 名 (法人にあつては、その商号又は名称 及び代表者の氏名)		法人・個人の別 1 法人 2 個人	
住 所 (法人にあつては、主たる事務所 の所在地)		郵便番号 () 電話番号 () -	
法人である場合の 役員（業務を執行 する社員、取締役 又はこれらに準ず る者。以下同 じ。）の職名及び 氏名	職 名	フリガナ 氏 名	
未成年者である場 合の法定代理人の 氏名、商号又は名 称及び住所	フリガナ 氏名及び生年月日 (法人にあつては、その商号 又は名称、代表者の氏名及 び生年月日)	生年月日 年 月 日	
	住 所 (法人にあつては、主たる事 務所の所在地)	郵便番号 (-) 電話番号 () -	
法定代理人が法人で ある場合の役員の職 名及び氏名	職 名	フリガナ 氏 名	
福井市の区域内に おいて営業を行う 営業所の名称及び 所在地並びに業務 主任者の氏名	営業所の名称	営業所の所在地	業務主任者の 氏 名
		郵便番号 (-)	
		電話番号 () -	
		郵便番号 (-)	
		電話番号 () -	

様式第 2 3 号 (第 3 1 条関係)

福井市屋外広告業登録第 号

屋 外 広 告 業 登 録 証

住所

商号(名称)

氏名(代表者名)

上記の者につき、福井市屋外広告物条例第 3 1 条第 1 項の登録をしたことを証する。

年 月 日

福井市長 印

様式第 2 4 号（第 3 1 条関係）

年 月 日

福井市長 あて

届出者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 ⑩

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

屋外広告業登録証再交付申請書

屋外広告業登録証を毀損（亡失）したので、福井市屋外広告物条例施行規則第 3 1 条第 3 項の規定により、次のとおり再交付を申請します。

- 1 屋外広告業登録番号及び年月日
- 2 屋外広告業登録証を毀損（亡失）した年月日
- 3 屋外広告業登録証を毀損（亡失）した理由

注 申請者（申請者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第 2 5 号（第 3 2 条関係）

年 月 日

福井市長 あて

届出者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 ㊞

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

屋外広告業登録事項変更届出書

福井市屋外広告物条例第 3 5 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	福井市屋外広告業登録第 号		
登 録 年 月 日	年 月 日		
フリガナ 氏 名及び生年月日 （法人にあつては、その商 号又は名称並びに代表者の 氏名及び生年月日）	生年月日	年 月 日	
	法人・個人の別	1 法人 2 個人	
住 所 （法人にあつては、主たる 事務所の所在地）	郵便番号（ ）		
	電話番号（ ）		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

注

- 1 届出者（届出者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 「法人・個人の別」の欄は、該当する方に○印を付してください。

様式第 26 号（第 33 条、第 45 条関係）

屋外広告業者（登録簿・監督処分簿）閲覧申請書

年 月 日

福井市長 あて

申請者 住所

氏名

福井市屋外広告物条例施行規則 $\left(\begin{array}{l} \square \text{第 33 条第 3 項} \\ \square \text{第 45 条第 2 項} \end{array} \right)$ の規定により、
屋外広告業者 $\left(\begin{array}{l} \square \text{登録簿} \\ \square \text{監督処分簿} \end{array} \right)$ の閲覧について、次のとおり申請します。

記

閲覧を希望する 屋外広告業者	氏 名 (法人にあつては、その商号又は名称及び代表者の氏名)	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
閲覧を申請する 理由		
備 考		

注 □には該当するものに☑印を記入してください。

様式第 27 号（第 34 条関係）

年 月 日

福井市長 あて

届出者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

屋外広告業廃業等届出書

福井市屋外広告物条例第 37 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	福井市屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
フリガナ 氏 名及び生年月日 （法人にあつては、その商 号又は名称並びに代表者の 氏名及び生年月日）	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人
住 所 （法人にあつては、主たる 事務所の所在地）	郵便番号（ ） 電話番号（ ）
届 出 の 理 由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産 4 解散 5 廃止
届出の理由が生じた日	年 月 日
屋 外 広 告 業 者 と 届 出 人 と の 関 係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 精算人 5 本人

注

- 1 届出者（届出者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 「法人・個人の別」の欄、「届出の理由」の欄及び「屋外広告業者と届出人との関係」の欄は、該当する項目に○印を付してください。

屋外広告物等講習会受講申込書

年 月 日

福井市長 あて

講習会を受講したいので、福井市屋外広告物条例施行規則第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。

フリガナ			
氏 名	印	生年月日	年 月 日生
住 所			
郵便番号		電話番号	
福井市屋外広告物条例施行規則第 36 条第 2 項の規定により講習課程の一部が免除される資格			
講習会修了証書番号		※福井市第 号	

注

- 1 申込者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 講習課程の一部が免除される資格を有する者は、その資格を証する書類又はその写しを添付してください。
- 3 過去に福井市が開催した講習会を受講されている方は、※印欄に修了証書の番号を記入してください。

様式第 29 号（第 37 条関係）

福井市第 号

修 了 証 書

住 所

氏 名

年 月 日生

あなたは 年 月に開催した屋外広告物等に関する講習会の課程を修了したことを証する。

年 月 日

福井市長

印

年 月 日

認定申請書

福井市長 あて

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

生年月日 年 月 日生

電話番号

福井市屋外広告物条例第40条第1項第1号から第4号までに規定する者と同等以上の知識を有する者であるとの認定を受けたいので、福井市屋外広告物条例施行規則第39条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 屋外広告業の営業所において、広告物等の表示又は設置に関する責任者としての実務経験年数

年 月

- 2 申請日前5年以上、屋外広告物に関する法令違反の有無

有 無

様式第 3 1 号 (第 3 9 条関係)

福井市第 号

認 定 書

住 所

氏 名

年 月 日生

福井市屋外広告物条例施行規則第 3 9 条第 3 項の規定に基づき、福井市屋外広告物条例第 4 0 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する者と同等以上の知識を有する者と認定する。

年 月 日

福井市長

印

様式第 3 2 号（第 4 0 条関係）

屋外広告業者登録票		28 センチメートル以上
フリガナ 氏名 (法人にあつては、その商 号又は名称及び代表者の 氏名)		
登録番号	福井市屋外広告業登録第 号	
登録年月日	年 月 日	
営業所の名称		
業務主任者の氏名		
40 センチメートル以上		

様式第 3 3 号(第 4 2 条関係)

年 月 日

福井市長 あて

届出者 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 ⑧
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

特例屋外広告業届出書

福井市屋外広告物条例第 4 5 条第 3 項前段の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け
出ます。

※ 届 出 番 号	福井市特例屋外広告業届出第 号		
法 人 ・ 個 人 の 別	1 法人 2 個人		
フ リ ガ ナ 氏 名 (法人にあつては、そ の商号又は名称並びに 代表者の氏名及び生年 月日)			
住 所 (法人にあつては、主 たる事務所の所在地)	郵便番号 (-) 電話番号 () -		
1 福井市の 区域内にお いて営業を 行う営業所 の名称及び 所在地	営業所の名称	営業所の所在地	電話番号

2 業務主任者	所属営業所名	氏 名	備 考

の氏名及び所属 する営業所の名 称			
3 福井県屋外 広告物条例第3 0条に基づく登 録番号及び登録 年月日	登録番号	登録年月日	
	福井県屋外広告業登録第 号	年 月 日	
4 他の地方公 共団体(福井県 を除く。)にお ける登録番号	登 録 を 受 け た 地 方 公 共 団 体 名	登録年月日	登録番号

注

- 1 届出者（届出者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。
- 3 「法人・個人の別」の欄は、該当するものに○印を付してください。
- 4 規則第42条第1項各号に掲げる書類を添付してください。

様式第 3 4 号（第 4 2 条関係）

特例屋外広告業届出済証

住所（主たる事務所の所在地）

商号（名称）

氏名（代表者氏名）

届出番号 福井市特例屋外広告業届出第 号

上記の者につき、福井市屋外広告物条例第 4 5 条第 3 項の届出をしたことを証する。

年 月 日

福井市長

印

様式第 3 5 号(第 4 3 条関係)

年 月 日

福井市長 あて

届出者 住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名 ㊟
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

特例屋外広告業届出事項変更届出書

福井市屋外広告物条例第 4 5 条第 3 項後段の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	福井市特例屋外広告業届出第 号		
福井県屋外広告物条例第 3 0 条に基づく登録番号及び登録年月日	登 録 番 号	登 録 年 月 日	
	福井県屋外広告業登録第 号	年 月 日	
フリガナ 氏 名及び生年月日 (法人にあっては、その商号又は名称並びに代表者の氏名及び生年月日)	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	郵便番号 () 電話番号 () -		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

注 1 届出者(届出者が法人であるときは、その代表者)が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

2 「法人・個人の別」の欄は、該当する方に○印を付してください。

様式第36号（第44条関係）

年 月 日

福井市長 あて

届出者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

特例屋外広告業廃止等届出書

福井市屋外広告物条例第45条第3項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	福井市特例屋外広告業届出第 号
フリガナ 氏 名及び生年月日 （法人にあつては、その商 号又は名称並びに代表者の 氏名及び生年月日）	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人
住 所 （法人にあつては、主たる 事務所の所在地）	郵便番号（ ） 電話番号（ ）
届 出 の 理 由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産 4 解散 5 廃止
届出の理由が生じた日	年 月 日
屋 外 広 告 業 者 と 届 出 人 と の 関 係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 精算人 5 本人

注

- 1 届出者（届出者が法人であるときは、その代表者）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 「法人・個人の別」の欄、「届出の理由」の欄及び「屋外広告業者と届出人との関係」の欄は、該当する項目に○印を付してください。

様式第 1 号 (第 5 条、第 1 4 条関係)
様式第 2 号 (第 6 条、第 1 4 条関係)
様式第 3 号 (第 7 条関係)
様式第 4 号 (第 8 条関係)
様式第 5 号 (第 8 条関係)
様式第 6 号 (第 9 条関係)
様式第 7 号 (第 1 4 条関係)
様式第 8 号 (第 1 4 条関係)
様式第 9 号 (第 1 6 条関係)
様式第 1 0 号 (第 1 9 条関係)
様式第 1 1 号 (第 1 9 条関係)
様式第 1 2 号 (第 1 9 条関係)
様式第 1 3 号 (第 2 1 条関係)
様式第 1 4 号 (第 2 1 条関係)
様式第 1 5 号 (第 2 2 条関係)
様式第 1 6 号 (第 2 3 条関係)
様式第 1 7 号 (第 2 5 条関係)
様式第 1 8 号 (第 2 7 条関係)
様式第 1 9 号 (第 2 9 条関係)
様式第 2 0 号 (第 3 0 条関係)
様式第 2 1 号 (第 3 0 条関係)
様式第 2 2 号 (第 3 1 条関係)
様式第 2 3 号 (第 3 1 条関係)
様式第 2 4 号 (第 3 1 条関係)
様式第 2 5 号 (第 3 2 条関係)
様式第 2 6 号 (第 3 3 条、第 4 5 条関係)
様式第 2 7 号 (第 3 4 条関係)
様式第 2 8 号 (第 3 6 条関係)
様式第 2 9 号 (第 3 7 条関係)

様式第 3 0 号 (第 3 9 条関係)

様式第 3 1 号 (第 3 9 条関係)

様式第 3 2 号 (第 4 0 条関係)

様式第 3 3 号 (第 4 2 条関係)

様式第 3 4 号 (第 4 2 条関係)

様式第 3 5 号 (第 4 3 条関係)

様式第 3 6 号 (第 4 4 条関係)